

第5期 池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 に対する意見募集(パブリックコメント)

池田市では、「第5期池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けて審議し、計画素案をとりまとめました。

この計画が、高齢者福祉・介護保険事業のさらなる充実を図るためのものとなるよう、市民の皆様に素案を公表し、次のとおりご意見を募集します。

1. 素案の名称

第5期池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

2. パブリックコメント手続実施の目的

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の内容について、広く市民の声を聴くため

3. 問合せ先 高齢介護課 (電話：072-754-6256)

4. 公表内容

(1) 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (素案)

5. 素案の閲覧方法と閲覧場所

① 市ホームページ

② 保健福祉部 高齢介護課 (池田市役所 2階・市役所開庁日の8時45分から17時15分まで)

6. 意見等の提出期間

平成24年(2012年)1月4日(水曜日)から平成24年(2012年)1月25日(水曜日)まで(必着)

7. 意見等の提出方法

○次のうちいずれかの方法で提出してください。

(1) 閲覧場所の窓口への提出

(2) 郵便による送付

(〒563-8666 池田市城南1-1-1 池田市 保健福祉部 高齢介護課)

(3) ファクシミリによる送付 (072-751-8505)

(4) 電子メールによる送付 (kaigo@city.ikeda.osaka.jp)

※ 閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいても構いません。)

8. 意見等を提出できるかた

- (1) 本市にお住まいのかた
- (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者
- (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた
- (4) 本市にある学校に在学しているかた
- (5) 本市の介護保険被保険者のかた
- (6) 上記 (1) から (5) に該当する方で構成された団体
- (7) 上記 (5) に該当するかたの家族

9. 意見等を提出する際の必要記載事項

- (1) 意見を提出しようとする素案の名称
- (2) 氏名及び住所（上記の「意見等を提出できるかた」のうち、(2)～(4)に該当するかたにあっては、名称及び所在地）
- (3) (6)に該当するかたにあっては、団体名及び団体事務局の所在地
- (4) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分

10. 意見等を提出する際の任意記載事項

意見を提出するかたの属性〔高齢者・高齢者の家族・その他〕

11. 提出された意見等及び市の考え方の公表方法

「素案の閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。

公表期間：平成 24 年(2012 年)2 月初旬から 2 月中旬を予定

※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。